

# 宇和島市教育委員会会議録

令和4年4月定例会

令和4年4月28日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和4年4月定例会 会議録

1. 開会日時 令和4年4月28日(木) 午後4時
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長) 金瀬 聡  
教育委員) 木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、  
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 会議に出席した公務員の職氏名  
教育部長 片山 治彦、教育総務課長 面川 啓之、  
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、  
中央図書館長 河野 達弘、文化・スポーツ課長 森田 浩二、  
伊達博物館長 土居 道德、人権啓発課長 大内 真二、  
学校給食センター所長 児玉 雅人  
(事務局)  
教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史、  
同課主査 山下 拓郎
6. 付議事件  
報告第4号 専決処分した事件の承認について  
(教育委員会事務局職員の人事異動について)  
報告第5号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の  
一部を改正する規則)  
報告第6号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則)  
報告第7号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立学校教職員安全衛生管理規程)  
報告第8号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)  
報告第9号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱)  
報告第10号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立学校運営協議会委員の委嘱について)

- 報告第11号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市社会教育委員の委嘱について)
- 報告第12号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館長の任命について)
- 報告第13号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
- 報告第14号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について)
- 報告第15号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について)

## 7. 会議概要

### (1) 会議成立の報告

#### ○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席しておりますので、本会議の定足数を満たし、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は教育長にお願いいたします。

### (2) 開会宣言・教育長報告（午後4時）

#### ◎教育長

ただいまより4月定例教育委員会会議を開催いたします。

4月定例教育委員会会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の会議前、今年度初めての公民館長と主事との合同研修会が中央公民館でありました。これまでは、コロナ禍でなかなか人が集まらない時期が続いていましたが、今年度は牛鬼まつりが開催されるなど、感染拡大防止の手を打ちながら社会を回していく状況に入ったと思いますので、改めて“公民館が地域で果たすべき役割とは何か”という認識の共有に努めたところです。

私の考えを十分に伝えることができたのか自信はないのですが、どのような話をしたのかを皆様に説明し、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

お手元の資料をご覧ください。

ここに掲載してある写真、左側4枚は、立間公民館での「こども食堂」、食堂といってもキッチンカーが来て、デリバリーするタイプだったのですが、その時の様子です。

上に2枚小さい写真がありますが、これは北灘公民館のもので、この写真で、何が見えてくるかということですが、私には“人づくり、繋がりづくり、地域づくり”の縮図が見えました。

左上の写真から説明しますと、公民館は貸館、つまり場所を貸しています。内容そのものには、深く携わっていません。緑のジャンパーを着ている方が何人かおられま

すが、この人は地区社協の方で、市社協の方も来られていました。この方々は、地域での困りごとや、福祉関係でのニーズを聞きに来られていました。なかなか社協単独で地域に入って、福祉的なニーズを聞いて回るのは大変だそうで、多くの人が集まった所で、何かサービスを提供しながら、何か困っていることはありませんかと声掛けしていくことが重要と言われていました。

それから、“かるた”のようなゲームをしている写真がありますが、白いビブスを着ている方はNPOセンターの方で、実は“防災教育”をしているところです。実は“かるた”ではなく、“防災カードゲーム”です。

そして、右上の写真は、鯛カツのハンバーガーと賞味期限が近い飲料ですが、鯛の方は地元の水産業者が提供してくれたもので、賞味期限が近い飲料等はフードドライブで提供のあったものだそうです。要はフードロスの削減に繋がっているということです。

左側の真ん中の写真に、白いビブスを着ている子がいますが、津島中学校の生徒です。中学生が小学生に防災教育をしているところです。

この写真だけでも、“人づくり”の様子が窺えますが、右下の写真は北灘の太鼓です。伝統文化の継承する場であり、コロナ禍で発表の場を失っていた子どもが活躍する場でもあります。ここに集まっていた人達は、最後には拍手喝采をしていました。

あと、左下のキッチンカーですが、松山にあるダシ会社さんが依頼を受けて来ていたようですが、地域貢献と併せて自社製品の宣伝もできていると思います。

左上の写真を再度見てほしいのですが、何人かの女性が集まって話していますが、このようなイベントは素晴らしいですねという会話で、この場は共感で繋がっていました。

全体を通じて感じたことは、公民館、子ども食堂連絡協議会の人、依頼を受けてキッチンカーで来ている人、この場を通じて地域のニーズを聞きに来ている人、防災教育を進めようとしている人、大人に交じって活動している中学生、何をやるにしても、どこでやる、誰がやる、何をやる、誰に対してやる、というものは必要になりますが、各々で進めていくと、かなりの労力や時間を要するところ、今回のイベントは全員で力を合わせ、各々が得意なところを持ち寄り、不得手な部分を補い合っている姿が見てとれました。このような状況を見て、公民館は大きな役割を果たせる可能性が十分にあると感じました。

このような考えを伝えるために、次ページ以降の資料を用いて説明しました。資料の中には、“繋がり”の価値”や“コミュニティの意味”について分かりやすく説明しているものもあります。他にも、昨日の愛媛新聞の記事ですが、学校の部活が段階的に地域移行していくことを報じています。宇和島市の教育振興基本計画においても、運動部、それから文化部、それぞれを地域に移していくことを目標に掲げ、道筋については今後の検討課題となっていますが、その一方で地域移行の動きは加速していることを紹介したものです。

少し長くなりましたが、以上で私からの挨拶とさせていただきます。

なお、教育長報告につきましては、今回はお配りしている資料をご覧いただく方法に代えさせていただきたいと思います。

－委員からは特に意見なし。－

### (3)付議事件

#### ◎教育長

それでは議事に入りたいと思います。本日の議案ですが、報告第4号及び報告第10号から15号については人事案件となります。

このため、報告第4号及び第10号から第15号については非公開での審議とさせていただきます。

このことについて、賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

#### ◎全委員

－挙手－

#### ◎教育長

挙手全員ですので、非公開とさせていただきます。

次に、公開議案の審議に移ります。

報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

4ページをご覧ください。

議案報告第5号、専決処分した事件の承認についてでございます。

本件は、「宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を専決処分したものでございます。

6ページをご覧ください。

現在、幼稚園に関する事務につきましては、福祉課が補助執行しておりましたが、4月1日付の組織変更により、福祉課が“こども家庭課”と“福祉課”の2つに分かれ、幼稚園事務はこども家庭課の方に移りましたので、その変更について専決処分をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

#### ◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

#### ◎木下委員

新たにできたこども家庭課というのは、「幼稚園」と一緒に「保育園」、併せて「保育所」も管轄するのですか。

#### ○教育総務課長

その通りです。

#### ◎教育長

他に質問等はございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移りたいと思います。

報告5号について、報告通り承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ということで報告5号については承認をいたします。

次に報告第6号について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

10ページをお開きください。

報告第6号、「宇和島市外国語指導助手就業規則の改正」につきまして、4月1日付で専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

令和2年度の改正地方公務員法の施行により、外国語指導助手から会計年度任用職員に移行することに伴って、先般、主に休暇制度等に関し、大幅な改正を行っております。

今回は、勤務時間等について、実態に即した見直しを行うものです。改正は大きく2点です。

1点目は、勤務時間帯の変更等でございます。

昨年度までは、基本の勤務時間を8時30分から、16時15分の計7時間勤務としておりましたが、始業時刻が、8時30分では授業に間に合わない場合があるため、15分の前倒しを行うものです。休憩時間につきましても、給食をとる時間は45分、とれない場合は1時間としておりましたが、その区分を、昼食時間を含めて1時間と設定いたしました。

また、週休日に勤務を命じる場合の1日あたり、1週間あたりの勤務時間の上限及び就業日の振替等について、実態に合うように、土日に勤務する場合でも、1日あたり7時間以内とすること、土日勤務の週を含めた4週平均で35時間以内となるよう、就業日等の振替を行うこと、1週間につき1日は週休日を設けることを前提に改めさせていただきます。

2点目は、用語の修正でございます。

特別休暇を定めた別表について、休暇の主体の表記を、会計年度任用職員から外国語指導助手に改めるものです。当該休暇の一覧は、前回令和2年度の改正の際に、市の会計年度任用職員の勤務条件について定めた規則から引用し転記したものです。外国語指導助手も会計年度任用職員ですので、誤りではありませんが、他の状況の表記と統一するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明は終わりました。

今の説明内容は、23ページの改正概要を説明したという理解でよいですか。

○学校教育課長

その通りです。

◎教育長

何か質問等ございましたらお願いいたします。

◎浅井委員

ここで言う外国語指導助手というのは、いわゆるALT、外国の方ではなくて、日本人の指導助手の方を指しているのでしょうか。

○学校教育課長

ALTを指しております。

◎浅井委員

昨年度まで、コロナの関係で外国からの入国規制が続き、外国人の方の指導助手の確保に苦労した期間が長期に亘ったと思いますが、今年度の状況はどうなっているのでしょうか。

また、今後の見通しを含めて、分かる範囲で教えていただけないでしょうか。

○学校教育課長

今のところ、必要人数を確保できていると聞いております。まだ、学校での指導に慣れていない方もいると思いますので、学校教育課の方で適切な指導や助言を行っていきたいと考えています。

現在の外国語指導助手の配置人数は5名です。

◎教育長

必要人数は確保できているという理解でよいですか。

○学校教育課長

はい。

◎全委員

—特に質問、意見等なし。—

◎教育長

その他、特にないようですので、採決に移りたいと思います。

報告第6号について報告の通り、承認に賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。報告第6号は、報告の内容のとおり承認されました。報告第7号について、事務局から説明をお願いします。

## ○学校教育課長

48ページをお開きください。

報告第7号、「宇和島市立学校教職員安全衛生管理規程の制定」につきまして、4月1日付で、専決処分いたしましたので報告するものでございます。

教職員の安全衛生に関する基本的な体制は従来どおりですが、職員健康診断や長時間労働に対する医師面談等について、明確に定める必要があるため、安全衛生に係る総体的な規程として、新たに制定したものです。

まず、(1)対象者についてですが、教諭、学校事務職員のほか、常勤・非常勤講師などを含む県費負担教職員及び学校教育活動支援員など、市の会計年度任用職員が対象となります。

(2)をご覧ください。衛生管理者、衛生推進者の選任についてです。資料に記載してあるとおり、それぞれに設置要件がありますが、現在、本市のすべての学校で、常時勤務する教職員数が49人以下であるため、衛生推進者のみの設置となっております。

大規模校においては、常勤相当の支援員の増員により、50人以上となる可能性もありますので、衛生管理者の設置に関しても規定を設けております。

(3)をご覧ください。産業医及び衛生委員会の設置についても同様で、現時点では設置義務のある学校は存在しませんが、今後、可能性を考慮して規定しているものです。

続きまして、安全衛生管理の具体的な方策についてですが、主には、(4)から(6)に記載した3点です。

1点目、(4)職員健康診断につきましては、昨年度まで非常勤の職員について、勤務時間にかかわらず、任意で受診可という取り扱いにしておりましたが、公平性の観点から、市長部局と受診基準を統一するため、対象者を①から③に掲げる教職員に限定いたしました。

また、当該対象者のうち、①または②に該当するものについては、法的に受診必須ですので、職員検診を受けない場合には、それに代わる人間ドック、その他医療機関での検診の結果の確認により、事後の管理も行っていく必要があります。現状、各校において、県費負担職員については管理していますが、市の会計年度任用職員については、これまで任意の取り扱いとしていましたので、今後は学校教育課で一括管理を行うこととなりました。

続いて2点目です。(5)の長時間労働に係る面接指導についてです。一定時間以上の長時間勤務がある職員については、事業所の規模、常時50人以上、使用しているか否かにかかわらず、申し出に応じて医師による面接指導を行う必要があります。本市の小中学校のように、50人未満の事業所についても、平成20年度から面接指導体制の制度が義務化されておりますが、長らくその体制が整っておらず、令和2年度から市の産業医に委嘱して、法的な要件を備えたという経緯がございます。法が定める指導対象者の最低ラインは、③の該当者ですが、人事院規則により、国家公務員



については、月100時間以上であれば、申し出なく面接対象とするなど、法よりも対象範囲が広がっており、市の職員については、これに準拠して対象者を定めております。

一方、文部科学省が示している基準と、法と同じである市職員と同じ基準にすると対象者が相当数に達し、現実的には対応ができないことから、①から④のような基準を定めようとするものです。

最後に3点目です。(6)のストレスチェックの実施です。法的には50人以上の事業所のみ義務化されていますが、文部科学省の通知により、50人未満の学校についても実施が推奨されていることから、令和2年度から、全校において職員健康診断の受診者と同じ範囲の教職員に対し、ストレスチェックを実施しています。これにより、高ストレス判定を受けた職員については、長時間労働者と同様、申し出により指定医による面接指導を実施する体制を整えています。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ◎教育長

学校教職員の安全衛生管理規程の改正の内容について説明がありました。これについて、ご質問等あればお願いいたします。

#### ◎全委員

－特に質問、意見等なし－

#### ◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは報告の第7号について、採決に移ります。

ただいま説明のあった内容で承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

#### ◎全委員

－挙手－

#### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告どおり承認といたします。

続きまして、報告の第8号について、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

51ページをご覧ください。報告第8号といたしまして、専決処分した事件の承認についてでございます。

4月1日付けで専決第8号として「宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱等の一部を改正する要綱」を専決いたしましたので、ご審議いただきたいと思います。要綱等で“等”としているのは、全部で5件の改正になるもので、今回の改正内容は、補助金等の給付に関する要綱で規定する様式のうち、押印不要とする様式を定めようとするものです。

55ページをご覧ください。

「宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱」ですが、文言は一切変更しておりませ

ん。56ページをご覧ください。

新旧を比較しておりますが、左側が改正前、右側が改正後となり、補助金の決定通知等の押印を廃止するというものです。

次のページをご覧ください。

様式第6号の取消通知、こちらも市長印を廃止するというもので、58ページも同様です。

以下につきましても、改正内容は同様でありますので、条例や例規の名称だけ説明いたします。59ページは、「宇和島市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱」の様式でございます。

65ページをご覧ください。「宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱」の様式でございます。

67ページをご覧ください。「宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱」の様式でございます。

73ページをご覧ください。「市内高等学校へのスポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱」の様式です。

改正対象の要綱は以上でございます。ご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし。—

◎教育長

それでは採決に移ります。

報告第8号について、報告の内容どおり承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で報告どおり承認といたします。

続いて、報告第9号、事務局から説明願います。

○教育総務課長

75ページをご覧ください。

こちらも先程と同様、押印廃止に関するものです。

専決第9号といたしまして、「宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱」を4月1日に専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

78ページをご覧ください。

こちらは、左側が改正前、右側が改正後となっており、教育長印を廃止するものでございます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移ります。

報告第9号、報告のとおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で、報告どおり承認とさせていただきます。

それでは、ここからは非公開議案を審議いたします。

◎教育長

報告第4号を上程する。

<報告第4号>

専決処分した事件の承認について

教育委員会事務局職員の人事異動について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

教育委員会事務局職員の人事異動に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第10号を上程する。

<報告第10号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市立学校運営協議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

報告第11号を上程する。

<報告第11号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市社会教育委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

報告第12号を上程する。

<報告第12号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

報告第13号を上程する。

<報告第13号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

報告第14号を上程する。

<報告第14号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

報告第15号を上程する。

<報告第15号>

専決処分した事件の承認について

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨を宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) その他

◎教育長

続いて、その他に移りますが、何かございませんか。

◎高山委員

今年度の公民館主事の異動について、複数の方から私に苦情が寄せられています。公民館は避難所も兼ねるので、通勤などを考慮したうえで、来年度の配置は検討していただきたいと思います。

◎教育長

課長から何か説明はありますか。

○生涯学習課長

公民館職員の人事異動につきましては、委員がおっしゃるようなご指摘、私の方でも受けておりますので、来年度については、さらに、配慮した人事をしていきたいと思っております。

◎高山委員

前課長がヒアリングを行っているにもかかわらず、あのような人事異動は酷いと言わざるを得ないので、来年は十分検討していただきたい。

◎教育長

職員からの要望を聞くとともに、任期や地元との関係など、様々な観点の中で配置を検討したいと思っております。ただ、人事異動に関しては、職員の意向だけで決定されるものではありませんが、可能な限り職員の意向に沿った配置に努めたいと思っております。

◎教育長

その他に何かございますか。

◎全委員

—特に質問、意見等無し。—

◎教育長

それでは日程の調整に入ります。事前に委員と調整済と聞いておりますので、確認ということになりますが、次回は5月26日でよろしいでしょうか。

◎全委員

—了承—

◎教育長

それでは、来月の定例会は5月26日に開催とさせていただきます。

(5) 閉会宣言 (午後4時50分)

◎教育長

以上をもちまして、4月の定例教育委員会会議を閉会いたします。